

「竹島の日を定める条例」 ～条例制定15周年を迎えて～

はじめに

今年2月22日は、平成17年3月に島根県議会で「竹島の日を定める条例」が制定されてから、15回目の竹島の日です。

条例制定後、県では、県議会や関係団体と協力しながら、国への働きかけを強め、国民・県民への啓発活動、調査研究、学校教育など様々な活動を行っています。

政府は、一昨年に「領土・主権展示館」を開館し、今月には展示館が拡張移転されるなど、竹島問題に関する取り組みを強化しています。

この特別展示「条例制定15周年を迎えて」では、条例制定からの島根県、関係団体、そして国における活動をご紹介します。調査研究、啓発、教育など様々な分野における15年の活動を振り返り、今後の更なる活動推進につなげてまいります。